そのお仕事、「世田谷セレ部」で承ります

障害者施設における、共同受注・販売ネットワークの窓口である「世田谷セレ部」では、小さな困りごとから大口の作業まで幅広く相談を受け付けています。

受注した仕事は施設で働く障害者の収入（工賃）の向上になるだけでなく、社会参加等のやりがいにもつながります。障害者施設に任せていただける仕事がありましたら、ぜひお問い合わせください。

仕事実績／ポスター印刷、製本、袋詰め、封入封かん、データ集計入力、清掃除草、ポスティング等

担当＝障害者地域生活課

問世田谷セレ部事務局(NPO法人障害者支援情報センター（HASIC))
☎・FAX3485-3633 区HP 2836

せたがやとともだち市町村の果物を使ったお菓子「せたとも」を販売しています

社会就労センターパイ焼き窯が製造する「せたとも」を、福祉ショップフェリーチェ等で販売しています。

担当＝区民健康村・ふるさと・交流推進課

世田谷区産夏みかんや
川場村産ブルーベリーを使った、
しっとりとした食感が特徴の焼き菓子▶

問社会就労センターパイ焼き窯 ☎3702-0459 FAX3702-0439
区HP 3611

青少年・青少年関係者表彰の受賞者が決定しました

区では、ほかの模範と認められる行いをした青少年や青少年団体、また、日頃から青少年の健全育成に尽力され、その功績が顕著な方を表彰しています。

今年度は、次の方々に決定しました(敬称略・順不同)。

※ご了承いただいた方のみ掲載しています。

青少年表彰　(個人)10人 (団体)4団体	(個人)小野七海、田口智悠、工藤慧樹、長谷川颯飛、逢坂結、城戸道仁、細川悠空、深堀翔太、田村香織 (団体)日本学園中学校・高等学校吹奏楽部、尾山台中学校吹奏楽部、尾山台中学校生徒会、九品仏ボランティア会
青少年育成功労者　31人	落合良子、中嶋嘉章、鈴木貴美子、上原美千代、小林政子、加藤正子、谷本久恵、廣田隆之、金澤裕美、新澤千佳子、鈴木京子、大庭美幸、金谷一郎、菊田正男、伊土良平、覺張和美、矢野口秀雄、関根暢子、土井かおり、井上裕子、山田ひとみ、大井也寸志、松田麻美、町田秀雄、村山栄治、吉村滋男、安藤正一
東京都青少年健全育成功労者　3人	福嶋笑子、隅田文子、碓井博子
東京都模範青少年　1人	田口智悠
東京都青少年育成協力者　4人	山内彰、森伸子、藁谷真喜子、明石眞弓

問子ども・若者支援課 ☎5432-2585 FAX5432-3050

ひとり親家庭等医療費助成制度

対離婚・未婚・死別等によりひとり親家庭等となった世帯の親及び養育者と子(18歳到達の年度末まで。中度以上の障害の場合は20歳未満)

備申請日から適用。7年1月からは5年中の所得で判定します。該当する方は12月27日までに申請してください。

問総合支所子ども家庭支援課(世田谷☎5432-2311 FAX5432-3034、北沢☎6804-7526 FAX6804-9044、玉川☎3702-1792 FAX3702-1336、砧☎3482-1344 FAX6277-9721、烏山☎3326-9864 FAX3308-3036)

「生活保護世帯から進学する若者のための給付型奨学金」の支給を開始します

対高校を卒業した年度の3月31日時点で28歳未満であり、区から生活保護を受給していた方(その他にも条件あり)

第3回受付期限／12月23日(必着)

支給内容／学費(上限50万円)、教材費(実費)、通学交通費(定期代のみ)

備申込方法等詳しくは、区HP 11232 をご覧ください。

問子ども家庭課 ☎5432-2569 FAX5432-3081

三茶ストリートファニチャーデザインコンペ公開審査会を開催します

くつろぎの空間が育まれるまちをめざし、8～11月に、地域の憩いの場となるストリートファニチャー(ベンチ、テーブル、屋台など)のデザインを募集しました。

書類審査で選出した作品について、公開審査会を開催します。入賞作品はイベント等の際に茶沢通り周辺に設置します。審査結果は後記 区HP で公開します。

日12月21日㈯午前10時30分～午後2時

場オークラレストランスカイキャロット(キャロットタワー26階)▶

問世田谷総合支所街づくり課 ☎5432-2872 FAX5432-3055　区HP 18450

育児・介護休業法が改正されました

改正育児・介護休業法が、令和7年４月１日から段階的に施行されます。

●主な改正内容

企業に対し、残業の免除を請求できる対象を、小学校に入学するまでの子を養育する労働者まで広げることや、3歳から小学校に入学するまでの子を養育する労働者を対象に、短時間勤務制度や始業時間の変更、テレワーク、新たな休暇の付与など、複数の制度の中から2つ以上を設けることを義務付けます。

また、「子の看護休暇」を「看護等休暇」と改称し、取得事由の拡大と小学3年生までへの延長、介護離職を防止するため、事業主に事前の周知や取得についての意向確認を義務付けます。

詳しくは厚生労働省のホームページ（右記二次元コード）をご覧いただくか、お問い合わせください。

担当＝工業・ものづくり・雇用促進課

問東京労働局雇用環境・均等部指導課
☎3512-1611 FAX3512-1557

砧・大蔵地区予約制乗合ワゴン年末年始運休のおしらせ

運休日／12月30日㈪、1月1日㈷、1月3日㈮

※年内は12月27日㈮まで運行。年始は1月6日㈪から運行を再開。

問交通政策課 ☎6432-7946 FAX6432-7991　区HP 4499